

別表25 再生材利用路面標示用資材

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	再生資源を含有した路面標示用資材を対象とする。
② 品質・性能	a. 工業化された製品であること。 b. 各資材については、別途、別表25-1の基準に適合していること。
③ 再生資源の含有率	別表25-2に掲げる再生資源を、製品の重量比で、50%以上含有しており、かつ、これら以外の再生資源を含有していないこと。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項に定める溶出量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑤ 品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表25-3に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表 25-1 品質・性能基準

資材	品質・性能
視覚障害者誘導用標示	<p>a. 形状・寸法 以下のいずれかに適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「JIS T 9251:2014 高齢者・障害者配慮設計指針 — 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」 ・ 「エスコートゾーンの設置に関する指針（警察庁）」 <p>b. すべり抵抗値 湿潤状態のすべり抵抗値がBPNで、60以上（車道及び駐車場用）、40以上（歩道用）であること。</p> <p>c. 耐摩耗性、圧縮強さ、耐アルカリ性 「JIS K 5665:2018 路面標示用塗料」の3種の基準に適合していること。</p> <p>d. 耐久性、施工性等について良好なこと。 これらの性能を有しているか否かをa. に示す各指針等や視覚障害者誘導用ブロック設置指針（国土交通省）、施工実績などを基に確認する。</p>

別表 25-2 再生資源となるもの

原料となる再生資源	<input type="checkbox"/> 無機珪砂（キラ） <input type="checkbox"/> 非鉄スラグ <input type="checkbox"/> 鉄鋼スラグ <input type="checkbox"/> 陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鋳物砂 <input type="checkbox"/> 廃プラスチック <input type="checkbox"/> 廃ガラス <input type="checkbox"/> 廃ゴム <input type="checkbox"/> 石材くず
-----------	--

別表 25-3 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---